

事業

那須塩原市産後ケア事業の実施について

■概要

産後早期に支援が必要な母親に対して、その身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、そのセルフケア能力を育み、母親とその家族が健やかに育児ができるように支援することを目的として行う産後ケア事業を実施します。

■内容

(1) 対象者

市内に住所を有し、出産後4か月未満の母親で、次の項目のいずれかに該当すると市長が認める人です。

- ① 出産後の身体的な不調や回復の遅れがあり、休養の必要がある人
- ② 出産後の健康管理について、保健指導の必要がある人
- ③ 授乳が困難である人
- ④ 病院、診療所又は助産所で身体的ケアが必要と認められる人
- ⑤ 身近に相談できる相手がいない人
- ⑥ エジンバラ産後うつ病質問票の結果等により心理的ケアが必要と認められる人
- ⑦ 育児について保健指導の必要がある人
- ⑧ 家族等からの十分な育児、家事等の支援が受けられない人

なお、次の項目のいずれかに該当する人は、本事業の対象者から除きます。

- ① 麻しん、風しん、インフルエンザ等、感染性疾患に罹患している人
- ② 入院加療の必要がある人
- ③ その他市長が対象者として適当でないと認める人

(2) 委託医療機関等 市内及び近隣市町の病院、診療所、助産所

(3) 実施方法 宿泊型及びデイサービス型

(4) 委託内容

- ① 母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
- ② 母親の心理的ケア
- ③ 適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
- ④ 育児又は生活上の相談又は指導

(5) 利用日数 7日以内

(6) 利用料 委託先と協議し決定します。

(7) 利用者負担額 市民税課税世帯…利用料の2割
市民税非課税世帯…利用料の1割
生活保護世帯…無料

■スケジュール

平成30年4月から実施します。